

特定非営利活動法人在日南アフリカ文化外交センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人在日南アフリカ文化外交センターという。
英語名称は、South African Centre for Cultural Diplomacy in Japanという。
また略称をSACCDJとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、主に日本国内に居住する人に対し、南アフリカ共和国の文化的多様性、歴史及び社会的背景に関する理解と関心を深め、国際文化交流を促進するとともに、南アフリカ共和国と日本との国際交流の促進及び友好関係の増進を図る事業を行い、両国間の相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 南アフリカ文化の普及と国際交流の促進事業
- (2) 南アフリカ共和国と日本との外交関係強化と社会経済発展の促進事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書によ

り、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認める。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知する。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与える。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費は返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充する。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与える。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 解散における残余財産の帰属
- (5) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

2 総会において、以下の事項を報告する。

- (1) 事業報告及び決算

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集する。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知する。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席で開会する。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の

接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名する。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算

(2) 事業計画及び予算

(3) 役員の選任及び解任

(4) 会費の額

(5) 総会に付議すべき事項

(6) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第5項第5号の規定に基づいて招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知する。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名する。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があつたものとみなされた日及び理事総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、全て特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得る。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第51条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第52条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第53条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	HLABANE HARRISON (シャバネ ハリソン)
理事	NXUMALO LEONARD TSEPO (ヌマル レオナルド セポ)
理事	THABETHE MOTEPE MARTHA (タベテ モテペ マーサ)
監事	NAIDOO HEIDI (ナイド ヘイディ)
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年6月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円

(2) 年会費

正会員	個人	0 円	団体	0 円
賛助会員	個人	1 口	0 円	(1 口以上)
	団体	1 口	0 円	(1 口以上)

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジン ザイニチミナミアフリカブンカガイコウセンター
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 在日南アフリカ文化外交センター

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	シャバネ ハリソン HLABANE HARRISON		なし	代表理事
理事	ヌマル レオナルド セボ NXUMALO LEONARD TSEPO		なし	
理事	タベテ モテベ マーサ THABETHE MOTEPE MARTHA		なし	
監事	ナイド ヘイディ NAIDOO HEIDI		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

現代社会において、グローバル化の進展は国家間の関係性に大きな影響を与えており、相互理解と信頼の構築はこれまで以上に重要性を増しています。こうした状況下、文化・芸術・観光を通じた「文化外交」は、経済・政治とは異なる次元で国家の魅力や価値観を伝える“ソフトパワー”として注目され、その役割はますます拡大しています。

私たちは、このような国際的な潮流を受け、南アフリカ共和国の豊かな文化、芸術、観光資源を日本国内に広く紹介することで、両国間の友好関係の深化と相互理解の促進を目的とし、特定非営利活動法人 在日南アフリカ文化外交センター（SACCDJ）の設立を決意しました。

私たちは、文化や芸術を通じて南アフリカと日本の人々の相互理解と関心が広がり、両国市民が互いの社会、歴史、価値観への理解を深めていくことが、持続可能で真の友好関係の構築に資するものと確信しています。さらに、こうした文化交流が、教育、観光、経済、外交といった多様な分野における協力の基盤となることが期待されます。

この課題に対し、私たちは文化外交の理念に基づいた具体的な取り組みを展開してまいります。南アフリカの音楽、ダンス、美術、料理などの多様な文化的表現を通じて市民レベルでの交流イベントを実施し、また教育機関や文化団体と連携した学びの機会を創出することで、草の根からの相互理解と国際協力の促進を図ります。

当法人は、南アフリカ文化の多様性と魅力を日本の方々に体験していただくための場を提供し、同時に、南アフリカおよび日本の政府機関、文化団体、学術機関、市民団体等との協働を通じて、文化交流や観光促進を担う持続可能な国際的パートナーシップの構築を目指します。

また、南アフリカ観光省「調査・政策・国際関係部門」の方針と連携し、実証的な調査研究や政策提言、地域間交流の推進を通じて、文化観光を中核とした包括的な発展と、ソフトパワー外交の実現に貢献してまいります。

今後は、文化を通じた人と人とのつながりをより一層深め、次世代を担う若者たちに向けた教育的・体験的なプログラムの提供を通じて、平和で包摂的な国際社会の形成に寄与することを目指してまいります。

以上の趣旨に基づき、私たちは、南アフリカ文化を通じた国際理解と友好の促進を一層強化するため、特定非営利活動法人 在日南アフリカ文化外交センター（SACCDJ）を設立します。

令和7年7月18日

法人の名称 特定非営利活動法人 在日南アフリカ文化外交センター

設立代表者 HLABANE HARRISON

令和 7 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 在日南アフリカ文化外交センター

1 事業活動方針

設立当初の事業年度においては、文化イベントの開催や情報発信、関係機関との連携を通じて、相互理解と交流の基盤を築くことを基本方針とする。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 南アフリカ文化の普及と国際交流の促進事業

ア 南アフリカ自由の日 記念イベント

- ・内 容 南アフリカ自由の日を記念し、文化交流と日南両国の友好を深めるイベントを開催します。基調講演や文化パフォーマンス、南アフリカ料理の紹介、両国の歩みを振り返る展示などを通じて、多様な文化と交流の魅力を体験していただける場を提供します。
- ・日 時 2026 年 4 月 27 日
- ・場 所 在日南アフリカ大使館もしくは東京の文化施設(例:東京国際フォーラム)
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 南アフリカ文化に関心を有する地域住民及び在日南アフリカ人 200 人
- ・支出見込額 1,800,000 円

イ 公式ウェブサイトの開発及び公開

- ・内 容 ニュース、イベント情報、リソースを発信するための SACCDJ 公式ウェブサイトの作成。
- ・日 時 設立日から 2026 年 6 月まで(公開予定日 2026 年 6 月 16 日)
- ・場 所 法人事務所
- ・従事者人員 従業員 2 人、外部ウェブ開発者数名
- ・受益対象者 南アフリカ文化に関心を有する地域住民及び在日南アフリカ人 5,000 人
- ・支出見込額 800,000 円

② 南アフリカ共和国と日本との外交関係強化と社会経済発展の促進事業

- ・内 容 基盤構築と調査活動の実施、関係機関等とのネットワーク形成、文化観光資源の調査・発信準備。
- ・日 時 通年
- ・場 所 南アフリカ共和国及び日本の関係機関等、法人事務所内
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 南アフリカ文化に関心を有する地域住民及び在日南アフリカ人 2,000 人
- ・支出見込額 1,000,000 円

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 在日南アフリカ文化外交センター

1 事業活動方針

文化プログラムおよびパブリック・ディプロマシー（公共外交）イベントを本格的に展開し、事業運営を開始する。

第 2 会計年度には、準備段階から実施フェーズへと移行し、文化外交を積極的に推進。南アフリカと日本の人々のより深い交流と理解を育む中核的なイベントを開催する。

2 事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

① 南アフリカ文化の普及と国際交流の促進事業

ア 南アフリカ遺産の日 記念イベント

- ・内 容 南アフリカの多様で豊かな文化を紹介するイベントを開催する。ライブ音楽やダンス、伝統衣装の披露に加え、ストーリーテリングや工芸・言語のワークショップ、地元料理の屋台も楽しめる。文化交流ブースでは、南アフリカの人々との対話を通じて、相互理解を深める。
- ・日 時 9 月
- ・場 所 代々木公園、東京ミッドタウン、市民文化会館などの公共イベントスペース
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 南アフリカ文化に関心を有する地域住民及び在日南アフリカ人 300 人
- ・支出見込額 2,200,000 円

② 南アフリカ共和国と日本との外交関係強化と社会経済発展の促進事業

ア 南アフリカと日本間の地域交流モデル事業

- ・内 容 南アフリカの地方都市と日本の地方都市間での交流事業試行、文化・芸術・料理・教育分野での交流ワークショップ開催。
- ・日 時 通年
- ・場 所 南アフリカ共和国及び日本の関係機関等、法人事務所内、市民文化会館などの公共イベントスペース
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 南アフリカ文化に関心を有する地域住民及び在日南アフリカ人 200 人
- ・支出見込額 1,000,000 円

イ 研究成果の広報

- ・内 容 調査・交流成果を報告書にまとめ、関係者に配布、国内外の文化観光・国際関係メディアへの寄稿・発表、参加型デジタルアーカイブ（文化観光資源を写真・動画・地図で紹介）の公開。
- ・日 時 通年
- ・場 所 南アフリカ共和国及び日本の関係機関等、法人事務所内
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 南アフリカ文化に関心を有する地域住民及び在日南アフリカ人 2,000 人
- ・支出見込額 1,000,000 円

令和7年度 活動予算書

成立の日から令和8年6月30日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 在日南アフリカ文化外交センター

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
受取会費小計		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	4,000,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄付金小計		4,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取助成金等小計		0	
4. 事業収益			
事業収益	0		
事業収益小計		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
その他収益小計		0	
経常収益計			4,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信費	0		
広告宣伝費	800,000		
イベント等開催費及び活動費	2,800,000		
雑費	0		
その他経費計	3,600,000		
事業費計		3,600,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信費	0		
地代家賃	198,000		
雑費	0		
その他経費計	198,000		
管理費計		198,000	
経常費用計			3,798,000
当期経常増減額			202,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			202,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			202,000

令和8年度 活動予算書
 令和8年7月1日から令和9年6月30日まで
 法人の名称 特定非営利活動法人 在日南アフリカ文化外交センター

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
受取会費小計		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	4,500,000		
施設等受入評価益	0		
受取寄付金小計		4,500,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取助成金等小計		0	
4. 事業収益			
事業収益	0		
事業収益小計		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
その他収益小計		0	
経常収益計			4,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信費	0		
広告宣伝費	0		
イベント等開催費及び活動費	4,200,000		
雑費	0		
その他経費計	4,200,000		
事業費計		4,200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信費	0		
地代家賃	264,000		
雑費	0		
その他経費計	264,000		
管理費計		264,000	
経常費用計			4,464,000
当期経常増減額			36,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			36,000
前期繰越正味財産額			202,000
次期繰越正味財産額			238,000